

諮問実施機関：和歌山県知事

諮問 日：令和3年11月30日（諮問（情）第8号）

令和3年11月30日（諮問（情）第9号）

答申 日：令和4年4月26日（答申（情）第9号）

答 申 書

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件各審査請求の対象となった別紙に記載の公文書開示請求について、それぞれ行った開示決定及び非開示決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 令和3年9月16日付け審査請求

- (1) 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以降「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和3年9月1日付けで公文書開示請求（以下「本件請求1」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求1につき、その対象公文書を「令和2年7月22日付け第04010001-60号 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第11条の規定による通知書」と特定し、開示決定処分（以下「本件処分1」という。）を行い、令和3年9月9日付け西建総第09060004号で審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和3年9月16日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下、「法」という。）第2条の規定により、本件処分1を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

2 令和3年10月1日付け審査請求

- (1) 審査請求人は、条例第6条第1項の規定に基づき、令和3年9月16日付けで公文書開示請求（以下「本件請求2」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求2につき、「作成又は取得していないため」との理由で

公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分2」という。）を行い、令和3年9月29日付け西建総第09170002号で審査請求人に通知した。

- (3) 審査請求人は、令和3年10月1日付けで法第2条の規定により、本件処分2を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

1 審査請求の趣旨

- (1) 令和3年9月16日付け審査請求
審査請求人が必要とする「分別解体等の計画等」がある。
- (2) 令和3年10月1日付け審査請求
「分別解体等の計画等」の書類は、本件のような田辺市本宮町本宮の山林へのコンクリートがら等の不法投棄を防ぐために提出しなければならない書類であり、ない訳がない。

2 審査請求の理由

- (1) 令和3年9月16日付け審査請求
情報隠しをするな。
- (2) 令和3年10月1日付け審査請求
四村川財産区が所有する湯峰温泉公衆浴場建替工事は、四村川財産区の営利を伴う公衆浴場経営を目的とした四村川財産区住人のお金で田辺市が無理矢理代行して行っているもので、ダムや道路を造るような公金（税金）で行う公共事業ではない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、本件各審査請求に対する弁明書並びに審議会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、「田辺市が行った和歌山県田辺市本宮町湯峰字温水108番地所在の旧湯峰温泉公衆浴場建物解体工事（以下「本件工事」という。）に伴う建設リサイクル法の届出に係る「分別解体等の計画等」の情報」を求めている。
- (2) 対象建設工事（建設リサイクル法第9条第1項に規定する工事をいう。）の発注者又は自主施工者（以下「発注者等」という。）は、同法第10条第1項に基づき、

事前に分別解体等の計画等を知事に届け出なければならないが、届出を要する行為をしようとする者が国の機関や地方公共団体である場合にあっては、同法第11条に特例が定められており、この届出に代えて、あらかじめ通知することをもって足りるとされている。

- (3) 上記通知に当たり、通知すべき事項の具体的内容やその様式等については関係法令に定めがないが、建設リサイクル法実務手続研究会編著「改訂5版 建設リサイクル法に関する事務処理の手引(案)」(以下「事務処理手引」という。)には、工事の種類、場所、発注者、受注者及び工期については通知すべき事項であるとの記載があり、参考様式も示されている。また、国の機関又は地方公共団体が行う工事は「通知のみでよい。届出は必要ない。」、特別地方公共団体である財産区についても「建築リサイクル法第11条の「通知」をすれば足りる。」との記載もある。
- (4) 実施機関は、発注者等に対し、事務処理手引に準拠した事務処理を求めている。本件工事については、発注者である田辺市が地方公共団体であるため、建設リサイクル法第11条の規定による通知書が提出されているのみであり、これとは別に分別解体等の計画等の提出は求めておらず、また、その提出もなされていない。
- (5) なお、建設リサイクル法は、解体工事等で発生する建設資材に対して、適切な分別解体及び再資源化を促進することを目的としているものであって、審査請求人が指摘する「不法投棄の防止」は、同法が直接の目的としているものではない。
- (6) 以上により、本件各審査請求で審査請求人が求める分別解体等の計画等は、保有していないことから、本件処分を行った。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審議会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 審議の併合について

本件各審査請求に係る各諮問については、審査請求人が同一であること及び本件各審査請求の趣旨が共通していることから、当審議会は、本件各審査請求を併合して審議することとした。

3 本件処分1及び本件処分2の妥当性について

審査請求人は、本件各審査請求において、建設リサイクル法第10条第1項の規定に基づく本件工事の届出がなされているはずであるとして、当該届出の届出事項とされている分別解体等の計画等の開示を求めている。

しかし、本件工事は地方公共団体である田辺市が発注者であると認められる。地方公共団体が発注者となる場合にあっては、建設リサイクル法第11条の規定により、同法第10条第1項の届出に代えて、当該届出を要する行為をしようとする旨の通知を行うことで足りるものとされている。

この通知について、通知すべき事項の具体的内容やその様式等については関係法令に定めがないものの、事務処理手引には、同法第11条の規定により通知すべき事項に分別解体等の計画等は含まれていない。

そして、実施機関によれば、同法第11条の通知に当たっては、事務処理手引に準拠した事務処理を行っているとのことである。

実施機関が公刊された書籍の記載内容に準拠して事務処理を行うことは、特段不合理な点は認められず、そうすると、既に開示済の公文書の他に、本件工事に関し、分別解体等の計画等に係る公文書を作成又は取得していないとの非開示理由を疑うべき事情は見当たらない。

以上から、実施機関が行った本件各処分は妥当である。

なお、審査請求人は、分別解体等の計画等の書類について、本件のような田辺市本宮町本宮の山林へのコンクリートがら等の不法投棄を防ぐために提出しなければならない書類であり、ない訳がないと主張する。

しかし、不法投棄の防止は、建設リサイクル法が、これを直接の目的としているものとは認められず、審査請求人の主張をもってしても、実施機関の説明に疑義が生じるものではない。

4 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和3年11月30日	○諮問（実施機関）
令和4年1月17日	○審議
令和4年3月14日	○実施機関からの説明及び意見聴取
令和4年4月22日	○審議

（調査審議を行った委員の氏名）

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第1部会

石倉誠也、高橋多美子（令和4年3月31日まで）、早坂豊司、藤田隼輝、
森下順子（令和4年4月1日から）

別紙

本件各開示請求の内容

請求日	請求内容
令和3年9月1日	田辺市が行った和歌山県田辺市本宮町湯峰字温水108番地所在の旧湯峰温泉公衆浴場建物解体工事に伴う建設リサイクル法の届出に係るすべての情報。
令和3年9月16日	田辺市が行った和歌山県田辺市本宮町湯峰字温水108番地所在の旧湯峰温泉公衆浴場建物解体工事に伴う建設リサイクル法の届出に係る「分別解体等の計画等」の情報。